

令和 7・8 年度（追加申請分）

八潮市競争入札参加資格 審査申請の手引き

物 品 等

（注）この手引きは物品等業種（土木施設維持管理を除く）用です。

建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理業務については、埼玉県との共同受付に係る「建設工事請負等競争入札参加資格審査申請の手引」（埼玉県ホームページ）をご覧ください。

※申請書の提出に当たっては、手引き及び記入例を必ず確認し、正確に記載をしてください。

※草加八潮消防組合が発注する契約を受注する場合は、草加市への入札参加資格登録が必要となります。
八潮市の様式では草加八潮消防組合の入札参加資格申請を行うことはできませんのでご注意ください。
（草加市への登録申請方法等については、草加市ホームページをご覧ください。）

申請書及び添付書類に、故意に虚偽の事項を記入したときは、入札参加資格を取り消します。
また、この手引きには、登録期間を通して必要となる登録情報の変更の届け出等についても記載されていますので、令和 9 年 3 月 31 日までは大切に保存してください。

要 保 存

八 潮 市 役 所 総 務 部 契 約 検 査 課

お問い合わせ先

契約検査課 契約担当

〒340-8588

埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

TEL：048-996-2348（直通）

メール：keiyaku@city.yashio.lg.jp

※申請書類は八潮市ホームページ（トップページ＞事業者向け情報＞入札・契約＞入札参加資格）「令和 7・8 年度物品等入札参加資格審査申請受付（追加受付）」のページよりダウンロードしてください。

URL…http://www.city.yashio.lg.jp/jigyosha/nyusatsu_keiyaku/sankashikaku/buppinto.html

目 次

I 共通

1	資格審査申請対象者	1
2	申請できない方	1
3	受付方法	1
4	登録期間	2
5	審査結果等	2
6	申請用紙	2
7	その他	2

II 申請方法

1	提出書類一覧表	3
2	提出書類についての注意事項	4
(1)	八潮市物品等入札参加資格審査申請書 (八潮市物品等様式第1号)	4
(2)	委任状 (八潮市物品等様式第2号)	4
(3)	営業所一覧表 (八潮市物品等様式第3号)	5
(4)	業者カード・売上高 (八潮市物品等様式第4号)	5
(5)	事業所の写真及び位置図 (八潮市物品等様式第5号)	5
(6)	住民票の写し	5
(7)	市区町村の交付する身分証明書の写し	5
(8)	登記されていないことの証明書の写し	5
(9)	履歴(現在)事項全部証明書の写し	5
(10)	法人番号指定通知書の写し又は「国税庁法人番号公表サイト」の画面の写し	6
(11)	登録通知書、免許又は許可通知書等の写し	6
(12)	財務諸表の写し	6
(13)	役員名簿及び組合員名簿の写し	6
(14)	納税証明書の写し	6
(15)	納税状況等照会同意書兼誓約書 (八潮市物品等様式第6号)	7
(16)	I S O認定書の写し	7
(17)	障害者雇用状況報告書の写し	7
(18)	代理申請する場合の委任状	7
	【申請についての注意事項】	8
3	【様式第4号】業者カード・売上高の記入について	9

III 申請後の注意事項

1	変更届について	12
2	入札参加資格の承継について	12
3	入札参加資格の抹消について	12

業種・物品業務内容(一覧表)	13
----------------	----

入札(見積)書、委任状作成時の注意事項	22
---------------------	----

I 共 通

1 資格審査申請対象者

(1) 対象契約

八潮市（水道事業等を含む。）が締結する（２）対象業務に掲げる契約の競争入札（一般競争入札を含む。）に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請をしなければなりません。

随意契約による受注を希望する場合でも、原則として競争入札の参加資格審査の申請が必要となります。

(2) 対象業務

リース・レンタル、清掃業務委託、物品の販売、買受け、印刷、電算業務、催物、映画、広告その他の業務、建築物管理業務等（以下「物品等」という。）

2 申請できない方

次のいずれかに該当する方は、申請できません。

ア 地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当する方

イ 地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定により、市の一般競争入札に参加させないこととされた方

ウ 地方自治法施行令第１６７条の１１第１項において準用する同令第１６７条の４第２項の規定により、市の指名競争入札に参加させないこととされた方

エ 八潮市建設工事等指名競争入札参加者の資格等に関する規則第３条第３号又は第４号の規定に該当する方

オ 申請する業種について、それぞれ必要な登録、免許、許可等を受けていない方

※「業種・物品業務内容（一覧表）」に記載された、各申請業種に対応する営業許可（登録通知書、免許又は許可通知書等）が必要です。

カ 法人税、消費税及び地方消費税が未納な方

キ 八潮市内に事業所（本店、支店、営業所等）を有する事業者にあつては、八潮市税が未納な方

3 受付方法

(1) 申請書類を八潮市ホームページの申請フォームから申請または以下の宛て先に郵送すること。

※申請フォームは、受付開始前までに八潮市ホームページ上に公開予定です。

※ホームページの申請フォームから申請した場合、郵送による書類提出は不要です。

【郵送の場合の宛て先】

〒340-8588

八潮市中央1-2-1

八潮市役所 総務部 契約検査課 契約担当 宛て

※封筒に、「令和7・8年度物品等入札参加資格審査申請書類」と明記のこと。

※申請書類を受領した証明等が必要な場合は、返送先を明記したハガキ等（送料分の切手を貼付したもの）を同封してください。切手を貼付していない場合は、返送できませんのでご了承ください。

(2) 受付期間

令和7年11月4日（火） から 令和7年11月21日（金） まで

※申請フォームから申請する場合、令和7年11月21日23時59分まで受付

※郵送の場合、期間内の消印または発送日付（メール便等の場合）のみ有効

受付期間を過ぎた消印または発送日付の書類の受付は、一切致しません。

(3) 書類のまとめ方

郵送の場合、請書類は提出書類一覧表の番号順（様式第1号、第2号、・・・）に揃え、添付書類と併せてクリップ等でまとめて封筒に入れて郵送してください。（ホッチキス止め、又は製本ファイル等に綴じないでください。）

4 登録期間

令和8年3月1日から令和9年3月31日まで（1年1か月間）

5 審査結果等

審査結果は個別に通知しません。電話あるいは文書による欠格事項等の通知がなければ、資格がある者として登録されることとなります。

ただし、**入札参加資格者名簿に登載されたすべての事業者（支店等の委任先で登録を行った場合は委任先）へ、令和8年2月末～3月中旬頃までに受付番号を通知します。**

欠格事項等の連絡等もなく、4月以降になっても受付番号の通知が届かない場合は、ご連絡ください。なお、ホームページから申請された場合はメールで、郵送にて申請された場合は郵送にて通知する予定です。

※審査の結果、資格の認定を得たものは八潮市競争入札参加資格者名簿に登載し、令和8年3月に公開します。公開の対象となる項目は、受付番号、法人番号、商号又は名称（委任先）、郵便番号、所在地、業種、物品業務内容です。

※申請内容及び審査結果等は、一般に公開及び他の自治体等に提供することがあります。

※審査後の業者情報登録の際、商号又は名称、代表者氏名等に用いられた外字は、他の平易な漢字、カタカナ等に置き換えることがあります。

※申請後、登録期間開始までの間に、法律、政令等による住所表記の変更があったときは、当該法律、政令等により住所表記を変更して登録します。

※受付番号の通知文書は、所在地宛てに発送します。郵送にて申請した場合、申請後に所在地の変更があったときは、通知文書が到達するよう遅滞なく郵便物の転送手続をとってください。

※同様に、ホームページから申請した場合、申請後にメールアドレスの変更があったときには、電話及びメールにて変更の連絡をしてください。

6 申請用紙

八潮市ホームページに掲載する様式を使用してください。

7 その他

※申請の受付後、軽微な記入漏れ等は、電話確認等を行い修正させていただく場合があります。

※申請の受付後、申請者（入札参加資格が有効となったときは入札参加資格者（以下この項において同じ。）又は申請者の役員、関係者等について、暴力団関係該当の有無を所轄の警察署に照会する場合があります。

※申請の受付後、八潮市内の事業所での申請者については、必要に応じて営業実態を確認する調査を行うことが有りますので、あらかじめご了承ください。

※審査後、八潮市競争入札参加資格者名簿に登録された内容は庁内に提供し、八潮市が発注する契約の際に業者選定の対象となりますが、選定や契約を約束するものではありません。

Ⅱ 申請方法

1 提出書類一覧表（提出部数はいずれも1部）

書類の作成、準備に当たっては、必ず以降の手引きの内容及び記入例を確認して提出してください。

※本手引きでは基本的に、作成した提出書類を印刷して郵送で提出する場合の方法を記載していますが、八潮市ホームページの申請フォームから申請することを推奨します。

番号	書 類 名	注 意 事 項
1	八潮市物品等入札参加資格審査申請書 (八潮市物品等様式第1号)	<u>原則、全申請者提出</u>
2	委任状 (八潮市物品等様式第2号)	代理人を置く場合(委任する場合)は提出
3	営業所一覧表 (八潮市物品等様式第3号)	<u>原則、全申請者提出</u>
4	業者カード・売上高 (八潮市物品等様式第4号)	<u>原則、全申請者提出</u>
5	事業所の写真及び位置図 (八潮市物品等様式第5号)	<u>申請する事業所が八潮市内の場合</u> は提出
6	住民票の写し (※コピー可)	個人事業者は提出
7	市区町村の交付する身分証明書の写し (※コピー可)	
8	登記されていないことの証明書の写し (※コピー可) (後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明)	
9	履歴(現在)事項全部証明書の写し (※コピー可)	法人は提出
10	法人番号指定通知書の写し又は「国税庁 法人番号公表サイト」の画面の写し (※コピー可)	
11	登録通知書、免許又は許可通知書等の写し(※コピー可) (注)申請日現在有効なもの	営業許可等が必要な場合は提出
12	財務諸表の写し (※コピー可) (注)審査基準日直前1事業年度分(12か月分)	<u>原則、全申請者提出</u>
13	役員名簿及び組合員名簿の写し (※コピー可)	協同組合等は提出
14	納税証明書の写し (※コピー可)	<u>原則、全申請者提出</u>
15	納税状況等照会同意書兼誓約書(八潮市物品等様式第6号)	<u>原則、全申請者提出</u>
16	I S O認定書の写し (※コピー可)	取得している場合は提出
17	障害者雇用状況報告書の写し (※コピー可) (注)報告義務のある事業者で、所轄の公共職業安定所に提出した直近のもの	八潮市内の法人及び個人事業者で報告義務のある場合は提出
18	代理申請する場合の委任状	行政書士が代理で申請する場合は提出

(注) 審査基準日は申請日(申請書類の提出日)直前の決算日です。

ア 1～5及び15の書類については、原則として市の様式を用いて作成してください。

イ 書類はすべて、A4サイズで作成してください。

2 提出書類についての注意事項

提出書類は、次の注意事項に従って作成してください。

共通注意事項（様式第1号～第6号作成時）

- ・住所欄は、〇〇丁目〇〇番地〇〇号等について、「ー（ハイフン）」で記入し、「大字」や「字」は削除して記入してください。（例：八潮市大字中央一丁目2番地1⇒八潮市中央1ー2ー1）
- ・フリガナ欄は、株式会社、有限会社等を含めない名称のみを記入し、「シャ」、「ッ」等の拗音、促音等は「シャ」、「ツ」など、大文字で記入してください。また、「・」を記入しないでください。（例：「X・Y株式会社」⇒「エックスワイ」）
- ・商号又は名称欄は、（株）、（有）等と省略せず、株式会社、有限会社等と記入してください。
- ・代表者の役職名欄は、謄本に記載されているとおりに記入してください。
- ・すべての欄において、スペースを空けないでください。（姓と名の間にも不要です。）

（1）八潮市物品等入札参加資格審査申請書（八潮市物品等様式第1号）

ア 申請は、代表者名（株式会社の場合は代表取締役、個人の場合は事業主）で行い、代表者印（実印）及び使用印鑑を押してください。なお、印鑑証明書の添付は不要です。

※使用印鑑については、下記の「契約時等に使用可能な印鑑」をご覧ください。

※代表者印と使用印鑑が同じ場合でも、代表者印欄と使用印鑑欄の両方に押印をしてください。

ただし、代理人を置く場合（委任する場合）は、様式第1号の使用印鑑欄の押印は不要です。

イ 謄本上の本店所在地が主たる営業所（本店）の所在地と異なる場合は必ず記入してください。同じ場合は記入不要です。

（2）委任状（八潮市物品等様式第2号）

ア 代理人を置く（代表者以外の者が契約者となる）場合は提出してください。

イ 1業種当たり複数の代理人を置くことはできません。

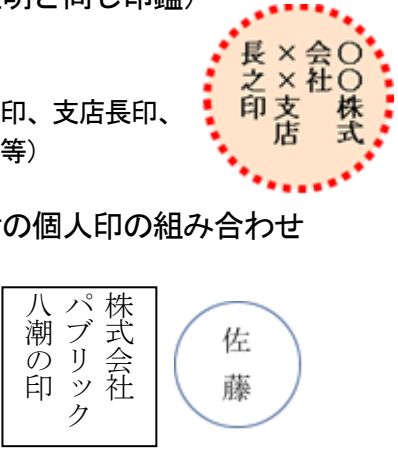
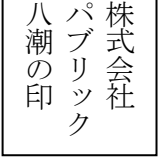
ウ 代表者印（実印）及び使用印鑑（代理人使用印）を押してください。また、使用印鑑を社印と個人印の組み合わせとで使用する場合、必ず社印と個人印の両方を押印してください。

※代理人・・・代表者に代わり契約を行う者（契約者となる者）のことです。事務等を実際に行う担当者のことではありません。

（代理人となる者の例：支社長、支店長、営業所長等）

※使用印鑑・・・入札書、見積書、契約書及び請求書等に押印する印鑑となります。

契約時等に使用可能な印鑑（使用印鑑）

使用可(下記のいずれか)	使用不可(誤りの例)
●実印（印鑑証明と同じ印鑑） ●契約者役職印 （例：代表取締役印、支店長印、営業所長印等） ●社印と契約者の個人印の組み合わせ  ※社印と個人印の組み合わせを使用する場合は、<u>必ず両方の押印</u>が必要です。	●個人印のみの押印 ※ただし、個人事業者の場合は個人印のみでも可  ●社名のみの印鑑の押印（個人・法人とも不可） 

(3) 営業所一覧表（八潮市物品等様式第3号）

- ア 営業所が多数あり様式に記入しきれないような場合は、任意書式による代替提出も可とします。
- イ 任意書式には、様式第3号に記載されている内容（営業所の名称、所在地）を記入してください。

(4) 業者カード・売上高（八潮市物品等様式第4号）

※記入方法については、9ページ以降の「3 業者カード・売上高の記入について」をご覧ください。

(5) 事業所の写真及び位置図（八潮市物品等様式第5号）

- ア 申請する事業所が八潮市内の場合（八潮市内にある本店、支店・営業所等で入札参加資格の申請を行う場合）のみ提出してください。

（申請する事業所が八潮市内でない場合は提出の必要はありません。）

- イ 全景写真は、社名が確認できるよう看板等を含めて撮影し、【1／3】に貼り付けてください。

- ウ 内部写真は、広範囲に写るよう撮影し、【2／3】に貼り付けてください。

※イ及びウの写真は、デジタルカメラ撮影等による印刷物でもかまいません。（※白黒不可）

- エ 位置図は、【3／3】に記入若しくは住宅地図等の写しを貼り付けてください。記入する際は、目印となる道路、建物を含めて記入してください。住宅地図等の写しを貼り付ける場合は、事業所の所在地を地図の中央付近に明示してください。

- オ 申請された事業所の所在について、現地確認等を行う場合があります。

● 申請様式（様式第1号～第6号）は、原則、八潮市ホームページよりダウンロードしたワード及びエクセルのファイルに直接入力の上、提出してください。（様式第5号のみカラー必須、他は白黒可）

(6) 住民票の写し（**個人事業者**）

- ア 申請日前3か月以内に発行されたものに限りします。
- イ 発行についてご不明な点は、各市区町村の住民票担当課へ問い合わせてください。
- ウ 個人番号（マイナンバー）の記載のないものを提出してください。
（※個人番号の記載のあるものは受理しません。）

(7) 市区町村の交付する身分証明書の写し（**個人事業者**）

- ア 申請日前3か月以内に発行されたものに限りします。
- イ 民事処分（禁治産者、準禁治産者、後見登記、破産宣告）の有無に関して証明するものです。本籍のある市区町村での交付となります。
（※運転免許証やマイナンバーカード等のことではありません。）
- ウ 発行についてご不明な点は、各市区町村の戸籍担当課へ問い合わせてください。

(8) 登記されていないことの証明書の写し（後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明）（**個人事業者**）

- ア 申請日前3か月以内に発行されたものに限りします。
- イ 成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないという3項目を証明しているものを提出してください。
（※成年被後見人、被保佐人の2項目のみの証明もありますので、ご注意ください。）
- ウ 証明書の発行についてご不明な点は、下記に問い合わせください。
東京法務局 後見登録課 電話：03-5213-1234（代表）
- エ 登記されていないことの証明書を提出できない場合は、他の書類を提出していただきますので、八潮市に問い合わせください。

(9) 履歴（現在）事項全部証明書の写し（**法人**）

- ア 申請日前3か月以内に発行されたものに限りします。
- イ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書を提出してください。

(10) 法人番号指定通知書の写し又は「国税庁法人番号公表サイト」の画面の写し (法人)

ア 国税庁から送付された法人番号指定通知書の写し又は「国税庁法人番号公表サイト」の画面の写し(法人番号がわかるもの)を提出してください。

イ 個人事業者の場合は、提出不要です。マイナンバーカードは絶対に提出しないでください。

(11) 登録通知書、免許又は許可通知書等の写し

ア 登録を行う業種によって、営業に許可等が必要な場合があります。

業種・物品業務内容(一覧表)(13ページ以降)を参照し、業種登録に必要な登録通知書、免許又は許可通知書等の写しを提出してください。許可等が必要な業種で登録の証明ができない場合は、その業種について入札参加資格登録を行うことはできません。

イ 申請日現在有効なものについて、すべて提出してください。

(12) 財務諸表の写し

ア 審査基準日直前の1事業年度分(12か月分)を提出してください。

イ 事業所を開設して1年経過していない場合(決算期を迎えていない場合など)は、様式第4号の「売上高」欄等にその旨を記入し、法人の設立(設置)変更等申告書(八潮市の受付印のあるもの)の写し、法人設立(設置)届出書(電子申請完了済の記載のあるもの)の写し又は法人営業届出済証明書(八潮市役所市民税課で発行。写し可。)のいずれかを提出してください。

ウ 他社を吸収合併した等の理由により決算日を変更し12か月以下の変則決算期がある場合は、12か月分を超えるまでの財務諸表を提出してください。

エ 個人事業者の場合は、12か月分の所得税確定申告書の写し・所得税青色申告決算書の写しを提出してください。

(13) 役員名簿及び組合員名簿の写し

ア 協同組合、協業組合、企業組合等は提出してください。

イ 申請日現在の名簿で、役員氏名、組合員名並びにその代表者氏名及び営業所所在地を記載してあるものを提出してください。

(14) 納税証明書の写し(申請日前3か月以内に発行されたものに限り。)

法人税(法人)又は所得税(個人事業者)及び消費税(地方消費税)の納税証明書の写し

① 申告先の税務署が発行する納税証明書様式:

・法人の場合は「その3の3」(「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書)

・個人事業者の場合は「その3の2」(「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書)

の写しを提出してください。

※新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度の適用を受けていて上記の書類が税務署で発行されない場合は、ア、イどちらかの書類を提出してください。

ア 納税の猶予許可通知書の写し

イ 猶予制度の適用を受けていることがわかる「納税証明書(その1)」(※コピー可)

(ア、イの書類については、新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度を受けていることがわかるものを提出してください。)

(新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度等(ア、イの書類の発行方法等)については、税務署にお問合せください。)

② 事業所を開設したばかりで納税証明書が取れない場合は、開設届を提出している旨の証明書の写しを添付してください。

③ 免税事業者である場合であっても、納税証明書を必ず提出してください。

④ その他、法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書について不明瞭な点は、申告先の税務署へ問い合わせてください。

⑤ 偽造納税証明書対策のため、納税証明書の真偽について発行元の税務署に確認する場合があります。

⑥ 申請日時時点で未納税額のない納税証明書を提出してください。申請日以前に納税証明書を取得

し、「納期限が未到来の未納税額として…〇〇円があります（納期限：〇年〇月〇日）」と記載がある場合は、次のいずれかの方法で提出してください。

- ・記載された納期限より前に申請する。
- ・納税証明書に加え、未納分の支払いが確認できる領収書の写し等の書類を提出する。
- ・未納税額のない納税証明書を新たに取得し、提出する。

※未納と認められる税目がある場合、申請を受け付けません。

（１５）納税状況等照会同意書兼誓約書（八潮市物品等様式第６号）

八潮市税（法人市民税（個人事業者の場合は市県民税）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、市県民税（特別徴収分）、国民健康保険税）の納税状況等について、必要に応じて税担当課へ確認を行います。

（※代表者の押印は不要です。）

※未納と認められる税目がある場合、申請を受け付けません。

（１６）ＩＳＯ認定書の写し

- ア ＩＳＯ９０００シリーズ及びＩＳＯ１４０００シリーズを取得している場合は提出してください。
- イ 取得している場合は、事業者の所在地によらず、すべて提出してください。
- ウ 認証事業の範囲、認証組織・事業所の範囲の分かる書類を併せて提出してください。

（１７）障害者雇用状況報告書の写し

八潮市内の法人及び個人事業者で報告義務のある場合は提出してください。

（１８）代理申請する場合の委任状

行政書士が代理して申請する場合は提出してください。（様式は任意）

【申請についての注意事項】

- **申請書類（様式、証明書类等）はすべて新規に作成し、最新のものを提出してください。** 前回登録申請時に使用した様式及び添付書類は流用できません。
- 八潮市ホームページの申請フォームから申請する場合、データの種類はPDFファイル・ワードファイル・エクセルファイルのいずれかとしてください。
※住民票の写し、履歴（現在）事項全部証明書の写し等、紙の書類はPDF化する等により提出してください。
※押印が必要な書類については、紙に押印したものをPDF化する等により提出してください。
※業者カード・売上高（様式第4号）のみ、PDF化せず、エクセルファイルのまま提出してください。
- 業種登録につきましては、1法人で**5業種までの登録となります。**
（※主たる営業所と代理人を置く事業所を合計して5つまでとなります。）
また、同一の業種は、複数の事業所（本店と支店等）で重複して登録することはできません。

【○：登録可の例】

事例1) ○○○株式会社 本店・・・「20 建設用資材」、「22 電気製品・通信機器」、「28 建物総合管理」の3業種を選択
○○○株式会社 △△支店・・・「31 建物設備機器管理」、「36 浄化槽管理」の2業種を選択
⇒併せて5業種の登録となるため可

【×：登録不可の例】

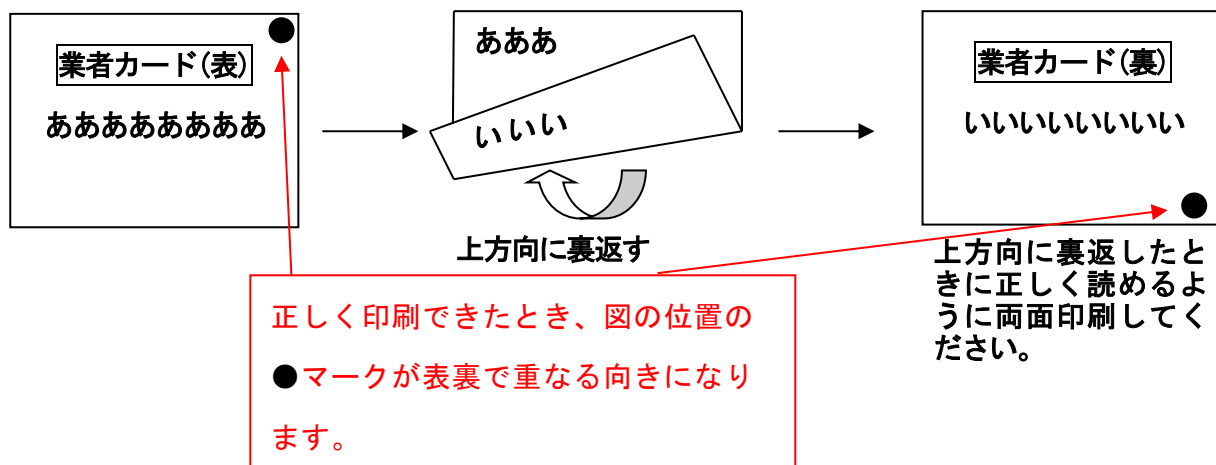
事例2) ○○○株式会社 本店・・・「20 建設用資材」、「22 電気製品・通信機器」、「28 建物総合管理」「31 建物設備機器管理」、「36 浄化槽管理」、「45 リース・レンタル業務」の6業種を選択
⇒5業種を超えるため不可

事例3) ○○○株式会社 本店・・・「20 建設用資材」、「22 電気製品・通信機器」、「28 建物総合管理」の3業種を選択
○○○株式会社 △△支店・・・「21 消防用品・消防機材」、「36 浄化槽管理」、「45 リース・レンタル業務」の3業種を選択
⇒本店と支店で併せて6業種となり、5業種を超えるため不可

事例4) ○○○株式会社 本店・・・「20 建設用資材」、「22 電気製品・通信機器」、「28 建物総合管理」の3業種を選択
○○○株式会社 △△支店・・・「20 建設用資材」、「36 浄化槽管理」の2業種を選択
⇒5業種以内であっても、同一の業種を複数事業所で重複して登録できないため不可

3 【様式第4号】業者カード・売上高の記入について

- ◎入札参加希望業種（5つ以内）を2か所（本店と支店等）に分けて登録申請する場合は、それぞれの登録事業所ごとに「業者カード（物品等）」を作成してください。
- ◎業者カードの様式は八潮市ホームページから取得し、データで直接入力したものを下図のとおり表面と裏面を両面印刷（長辺とじ）して、1枚で提出してください。
- ◎業者カードの項目を追加又は削除するなど様式の形状を変えることはできません。



① 法人又は個人の別・法人番号・商号又は名称

※法人、組合又は個人の別を選択してください。

※法人、組合の場合は、13桁の法人番号を記入してください。なお、個人の場合は記入しないでください。

② 主たる営業所（本店）の所在地

※電話番号・ファクシミリ番号は、市外局番、市内局番、番号とも各欄に記入してください。

※電子メールアドレスは、主たる営業所（本店）内において、連絡が可能なアドレスを記入してください。

④ 代理人を置く営業所等の所在地

※委任状（様式第2号）を提出する場合は、記入してください。

※電子メールアドレスは、代理人を置く営業所内において、連絡が可能なアドレスを記入してください。

⑤ 代理人

※委任状（様式第2号）を提出する場合は、記入してください。

⑥ 申請事務担当者

※電話番号・ファクシミリ番号・電子メールアドレスは、申請事務担当者に連絡が可能な番号及びアドレスを記入してください。

※申請事務担当者は、行政書士等が申請を代理して行う場合でも、必ず事業所内における申請事務担当者を記入してください。代表者や代理人は申請事務担当者を兼ねることが出来ます。

※行政書士は、申請を代理して行う場合は記入してください。

⑦ ISO登録の有無

- ※ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズについて、審査基準日現在において、取得している場合は、有を選択し、認証機関名、登録番号、取得又は更新年月日（西暦）を記入してください。併せて、ISO認定書の写しを提出してください。提出がない場合は、無として取り扱います。
- ※ISO27000シリーズなど、他の登録状況については記入しないでください。

⑧ 資本金・自己資本額・営業年数・従業員数

- ※右詰めで数値を記入してください。金額は、千円単位で記入し、千円未満の端数は切り捨ててください。
(他の数値記入欄についても同様)
- ※資本金・自己資本金は、財務諸表等から転記してください。
- ※個人事業者の場合、資本金は「0」となります。自己資本額は、期首資本金＋事業主借勘定＋事業主利益－事業主貸勘定で計算してください。（＝貸借対照表の資本合計の額）
- ※営業年数は、審査基準日現在における、物品等事業の営業年数を記入してください。（建設工事の申請とは営業年数の積算が異なりますのでご注意ください。）
- ※従業員数は、審査基準日現在における常勤役員・技術者・経理従事者・営業従事者等の合計人数（本店、全ての支店等の合計人数）を記入してください。（非常勤役員、非常勤職員、アルバイトは含めない。）

⑨ 課税区分

- ※法人税区分・消費税区分は、それぞれ法人税の課税・非課税、消費税・地方消費税の完納・未納・免除の別を選択してください。（消費税・地方消費税の「未納」とは、税務署との間で分割納付について協議済みである場合等を指し、税の「滞納」とは異なりますのでご注意ください。）

⑩ 前回受付番号

- ※前回受付番号は、八潮市での令和5・6年度登録時の物品等業種受付番号を記入してください。登録していない場合は空欄のままとしてください。令和5・6年度以前の受付番号は、絶対に記入しないでください。
- ※前回受付番号は、令和5年3月末又は令和6年2月末（追加登録分）に八潮市財政課契約係（総務部契約検査課）から送付した「令和5・6年度 八潮市物品等入札参加資格登録の受付番号について」の通知に記載しています。

⑪ 入札参加希望業種

- ※入札参加を希望する業種を、希望順位に従って、「業種・物品業務内容（一覧表）」の業種番号（2桁の数字のもの）を選び5つ以内で記入してください。業種番号を入力すると自動的に業種が入力されます。
- ※記入したそれぞれの業種について、物品業務内容の希望細目コード（2桁の数字のもの）を記入してください。希望細目コードはいくつでも選択することができます。希望細目コード（2桁の数字のもの）を入力すると、業種番号に対応した物品業務内容が自動的に入力されます。
（注）希望細目コードは、事業者が請け負うことのできる業務を検索する際の情報となりますので、できるだけ広範囲に記入してください。業種について、どの項目を希望すればよいかわからない場合には、発注の仕方によって選択される業種が変わる可能性があるため、申請業種の上限内で該当しそうなものを幅広く申請することを推奨します。
- ※希望する業種・物品業務内容業務によって、申請を行う際に営業許可（登録通知書、免許又は許可通知書等）が必要となる場合があります。申請を行う際は、業種・物品業務内容（一覧表）より添付する登録通知書、免許又は許可通知書等を確認の上、必要な場合は写しを添付して申請を行ってください。（許可等が無い場合は、対応する業種・業務を申請することはできません。）

※それぞれの業種において、希望細目コードのその他（希望細目コード99）及び業種番号26「その他の物品」を選択した場合は、記述欄に具体的な内容（全角20文字以内）を記入してください。（記入例参照）

（注）システムに登録できる文字数に制限があるため、絶対に全角20文字以内に収めてください。

※売上高は、審査基準日直前1事業年度分（12か月分）について、入札参加を希望する業種ごとに消費税抜きの売上高を千円未満の端数を切捨てて記入してください。また、入札参加を希望する業種以外の物品等業種に係る売上高を「その他（希望業種以外）計」に記入し、合計には物品等業種に係るすべての売上高が計上されるように記入してください。合計は、財務諸表の売上高を超過しないよう注意してください。

（注）物品等業種以外（工事等）の売上高は計上しないでください。

（注）業種番号27「物品の買受け」の登録を申請する場合は、原則として、買受けた物品の転売、処分後の再販等の売上高を記入してください。

（注）売上高について、営業期間が1事業年度分（12か月分）に満たない場合、他社を吸収合併した等の理由により決算期の変更がある場合は、下記を参考に記入してください。

- | |
|--|
| <p>(1) 1回目の決算手続きが完了していない場合
⇒売上高は0と入力してください。様式第4号の「売上高」欄等にその旨を記入し、必要書類を添付してください。</p> <p>(2) 1回目の決算手続きのみ完了しているが、1事業年度の事業期間が11か月以下の場合
⇒次の売上高を入力してください。
$1 \text{ 事業年度の売上高} \div 1 \text{ 事業年度の月数} \times 12 \text{ か月}$</p> <p>(3) 決算期変更がある場合
(直前の決算期が8か月、その前の決算期が12か月)
⇒次の売上高を入力してください。
$\text{直前の決算期8か月分の売上高} + \text{その前の決算期12か月分の売上高} \div 12 \text{ か月} \times 4 \text{ か月}$</p> |
|--|

Ⅲ 申請後の注意事項

1 変更届について

- **物品等業種（土木施設維持管理を除く）の登録に係る変更については、紙書類申請による変更の届出が必要**となります。市ホームページを確認し、必要な手続きをとってください。

(https://www.city.yashio.lg.jp/jigyosha/nyusatsu_keiyaku/sankashikaku/shikakushatoroku.html)

※埼玉県電子入札共同システムによる変更の届出は出来ません。建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理業務の登録に係る変更の届出については、埼玉県ホームページをご覧ください。

- (1) 登録前に申請事項に変更があった場合については、問い合わせ先までご連絡ください。
- (2) 申請後、次に掲げる事項に該当するときには、直ちに届け出てください。
 - ア 営業の休止、再開又は廃止をしたとき
 - イ 営業停止命令を受けたとき又は金融機関から取引を停止されたとき
 - ウ 事業主が死亡したとき又は法人が解散したとき
 - エ 官公需適格組合として申請した者が、その証明を受けられない者となったとき
 - オ 役員、使用人等が贈賄、談合等の不正行為により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき
 - カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定による告発、排除、勧告又は課徴金納付命令等を受けたとき
 - キ 八潮市内で工事事故等を起こしたとき

2 入札参加資格の承継について

相続、合併、分割又は事業譲渡により、入札参加資格者から当該営業の一切を継承し、入札参加資格を承継しようとするときは、営業の一切を継承した日から90日以内を目途に、入札参加資格承継申請書に係る書類を添えて再審査を申請してください。詳細は、問い合わせ先までご連絡ください。

3 入札参加資格の抹消について

- (1) 入札参加資格者名簿に登録された方が、次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、その方を入札参加資格者名簿から抹消します。
 - ア 「I 共通」の「2 申請できない方」の項（1 ページ）のアからエ、カ及びキの要件のいずれかに該当することとなったとき。
 - イ 金融機関に取引を停止されたとき。
 - ウ 事業主が死亡（法人においては解散）してから90日を経過したとき。
 - エ その他、市長が抹消すべき事実があると認めたとき。
- (2) 入札参加資格者名簿に登録された方が、次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、その方を当該業種について入札参加資格者名簿から抹消します。
 - ア 入札参加資格者名簿に登録されている業種についての許可を受けていない者となってから90日を経過したとき。
 - イ 入札参加資格者名簿に登録されている業種についての営業を廃止したとき。
 - ウ 入札参加資格者名簿からの抹消について申し出があったとき。
 - エ その他、市長が抹消すべき事実があると認めたとき。
- (3) 入札参加資格者名簿に登録された方が、次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、その方を入札参加資格者名簿から抹消することがあります。
 - ア 変更届を必要とする事項について届け出を怠ったとき。
 - イ 営業停止命令、営業の休止及び再開、官公需適格組合としての証明を受けられない者となったことについて届け出を怠ったとき。
 - ウ 資格審査申請書類、変更届、承継申請書、又はそれぞれの添付書類に、虚偽の事項を記載したことが明らかとなったとき。
 - エ 八潮市建設工事等指名競争入札参加者の資格等に関する規則第11条第1項第6号、第7号又は第8号に該当したとき。
 - オ その他市長が抹消すべき事実があると認めたとき。

業種・物品業務内容（一覧表）

分類	業種番号	業種	希望細目コード	物品業務内容	営業許可
【販売】	01	文具	01	文房具	
			02	ゴム印	
			03	印鑑	
			04	紙	
			99	その他	
	02	事務機器	01	事務用機器	
			02	事務用品	
			03	複写機	
			04	複写機用トナー	
			05	プリンタ用トナー	
			06	フィルム	
			99	その他	
	03	家具・室内装備品	01	家具全般	
			02	ファイリングキャビネット	
			03	什器	
			04	建具	
			05	畳	
			06	カーテン	
			07	カーペット	
			99	その他	
	04	教材	01	学校用教材	
			02	保育用教材	
			03	遊具	
			04	玩具	
			99	その他	
	05	図書	01	書籍	
			02	雑誌	
			03	地図	
			04	教科書	
			05	図書館用品	
			99	その他	
	07	雑貨・金物	01	清掃用品	
			02	トイレットペーパー	
			03	ごみ袋	
			05	金物	
			99	その他	

業種・物品業務内容（一覧表）

分類	業種番号	業種	希望細目コード	物品業務内容	営業許可
【販売】	08	自動車	01	乗用車	
			02	貨物車	
			03	軽自動車	
			05	消防車両	
			08	給水車	
			09	特殊車両	
			10	マイクロバス	
			11	大型バス	
			12	自転車	
			14	部品・用品	
			16	修理	
			17	整備	
			99	その他	
	09	標識・看板	01	道路標識	
			02	カーブミラー	
			03	バリケード	
			04	保安灯	
			05	表示盤	
			06	交通安全用品	
			07	看板	
			99	その他	
	10	記念品	01	記念・贈答品	
			02	バッチ・メダル	
			03	カップ・トロフィー	
			04	徽章	
			06	P R ・ イベント用品	
			07	旗	
			99	その他	
	11	選挙用品	01	選挙用品	
			02	掲示板作成	
			99	その他	
	12	燃料	01	ガソリン	※必要
			02	軽油	※必要
			03	重油	※必要
			04	灯油	※必要
			05	L P ガス	※必要
			06	高圧ガス	※必要
			99	その他（※電気供給等を含む。）	※確認（注１）
	13	楽器	01	楽器	
			99	その他	
	14	衣料品・寝具	01	衣料品	
			02	作業衣	
			03	寝具	
			04	タオル	
			05	靴	
			07	被服縫製	
			08	ベッド	
			99	その他	

業種・物品業務内容（一覧表）

分類	業種番号	業種	希望細目コード	物品業務内容	営業許可
【販売】	15	食料品	99	その他	
	16	運動用品	01	スポーツ用品全般	
			99	その他	
	17	医薬品・防疫剤	01	医薬品	※必要
			99	その他	※必要
	18	工業用・理化学薬品	01	工業薬品	※必要
			02	農薬	※必要
			03	試薬	※必要
			04	消毒剤	※確認（注１）
			99	その他	※確認（注１）
	19	百貨店	01	百貨店	
	20	建設用資材	02	砂材	
			03	碎石	
			04	砂利	
			06	木材	
			09	コンクリート二次製品	
			10	ほ装用材料	
			16	鉄蓋	
			21	グレーチング	
			26	タイル	
			27	水道用材料	
			99	その他	
	21	消防用品・消防機材	01	消火器	
			02	消防用品	
			03	消防設備	
			04	スプリンクラー	
			05	非常用備品	
			06	防災用品	
			07	非常用食品	
			99	その他	
	22	電気製品・通信機器	01	家電	
			02	視聴覚・音響機器	
			03	放送機器	
			04	照明機器	
			05	空調機器	
			06	通信・無線機器	
			07	電源装置	
			08	蓄電池	
			09	大型コンピュータ	
			10	パソコン	
			11	パソコン用プリンタ	
			12	デジタルカメラ	
			13	パソコン周辺機器	
			99	その他	

業種・物品業務内容（一覧表）

分類	業種番号	業種	希望細目コード	物品業務内容	営業許可
【販売】	23	医療機器・衛生材料	01	医療機器	※必要
			02	福祉機器	
			03	介護用品	
			04	乳幼児用品	
			06	環境衛生用品	
			07	防塵マスク	
			99	その他	
	24	厨房機器	01	家庭用調理機器	
			02	業務用調理機器	
			03	給食用調理機器	
			04	給食用食器類	
			99	その他	
	25	その他の機械器具	01	ポンプ	
			02	送風機	
			03	冷凍機	
			04	ボイラー	
			05	草刈機	
			06	焼却炉	
			08	発電機	
			09	水処理機器	
			14	テント	
			15	グラウンド等整備機械	
			16	業務用空気清浄機	
			99	その他	
	26	その他の物品	01	その他の物品	
	27	物品の買受け	01	鉄類	※確認（注１）
			02	アルミ	※確認（注１）
			03	繊維	※確認（注１）
			06	自動車	※確認（注１）
			07	自転車	※確認（注１）
			09	新聞・雑誌	※確認（注１）
			99	その他	※確認（注１）
【印刷の請負】	06	印刷	01	一般印刷	
			02	製本	
			03	地図	
			04	フォーム印刷	
			05	ステッカー・カード	
			06	出版物企画製作	
			99	その他	

業種・物品業務内容（一覧表）

分類	業種番号	業種	希望細目コード	物品業務内容	営業許可
【役務の提供】	28	建物総合管理	01	教育施設	
			02	スポーツ施設	
			03	駐車・駐輪場	
			04	汚水処理施設	
			05	公園・緑地	
			06	リサイクル施設	
			07	福祉施設	
			08	水道・浄水施設	
			09	その他の公共施設	
			99	その他	
	29	建物警備	01	有人警備	※必要
			02	機械警備	※必要
			99	その他	
	30	建物清掃	01	一般建物	
			02	公園	
			03	防火水槽	
			04	受水槽・貯水槽	
			99	その他	
	31	建物設備機器管理	01	消防・防災設備	
			02	電気設備	
			03	通信設備	
			04	空調設備	
			05	ボイラー	
			06	エレベータ	
			07	自動ドア	
			08	排煙設備	
			09	照明設備	
			10	油槽	
			99	その他	
	36	浄化槽管理	01	浄化槽保守点検	※必要
			02	浄化槽清掃	※必要
			99	その他	
	37	廃棄物処理	01	一般廃棄物収集	※必要
			02	一般廃棄物運搬	※必要
			03	一般廃棄物処理	※必要
			04	廃棄文書機密処理	※必要
			05	廃棄情報媒体機密処理	※必要
			06	廃棄情報機器機密処理	※必要
			07	産業廃棄物収集	※必要
			08	産業廃棄物運搬	※必要
			09	産業廃棄物処理	※必要
			99	その他	
	38	検査・分析業務	01	漏水検査	
			03	環境測定	
			04	水質検査	
			07	メーター検針	
			08	細菌検査	
			99	その他	

業種・物品業務内容（一覧表）

分類	業種番号	業種	希望細目コード	物品業務内容	営業許可
【役務の提供】	39	調査業務	01	行政診断	
			02	世論調査	
			03	経営調査	
			04	労務調査	
			05	土地・建物現状調査	
			06	電波障害調査	
			07	情報システム化調査	
			09	政策提言	
			99	その他	
	43	折込広告業務	01	広告企画	
			02	広告印刷	
			03	広告折込	
			99	その他	
	46	電算業務	01	システム開発	
			02	プログラム開発	
			03	データ入力	
			04	バッチ処理	
			05	運用支援	
			06	電算処理	
			99	その他	
	47	その他の業務委託	01	研修企画・実施	
			05	会議事録作成	
			06	害虫等駆除	
			07	消毒	
			09	一般衣料等クリーニング	※必要
			99	その他	
	51	福祉サービス	03	配食サービス	
			99	その他	
	52	給食・調理	01	給食調理	
			02	給食配送・回収	
			05	食器洗浄	
			99	その他	
	53	人材派遣	01	電話交換	※必要
			02	案内・受付	※必要
			03	通訳・翻訳	※必要
			04	図書整理	※必要
			05	資料整理	※必要
			06	料金収納	※必要
			09	電算機オペレート	※必要
			99	その他	※必要

業種・物品業務内容（一覧表）

分類	業種番号	業種	希望細目コード	物品業務内容	営業許可
【その他】	40	写真・地図作成業務	01	航空写真撮影	
			02	衛星写真撮影	
			03	マイクロ写真撮影	
			04	地図作成	
			99	その他	
	41	映画・広告作成	01	映画制作	
			02	ビデオ制作	
			03	番組制作	
			04	記録写真制作	
			05	アルバム制作	
			06	デザイン制作	
			07	広告企画・制作	
			99	その他	
	42	イベント企画・設営	01	イベント企画	
			02	イベント運営	
			03	イベント会場設営・撤去	
			99	その他	
	44	運搬業務	01	貨物運搬	※必要
			02	書類運搬	
			03	貴重品運搬	
			04	貨物保管	
			05	放置車両運搬	
			06	放置自転車運搬	
			07	引越し	
			99	その他	
	45	リース・レンタル業務	01	バス・自動車	
			03	建設機械	
			04	プレハブ・ユニットハウス	
			05	テント	
			06	什器・備品	
			07	寝具類	
			09	簡易便所	
			11	複写機	
			12	パソコン・プリンタ	
			13	パソコン周辺機器	
			14	通信・放送機器	
			15	福祉機器	
			16	医療機器	※必要
			17	福祉用品	
			99	その他	
	48	旅行関連	03	観光バス運行	※必要
			04	送迎バス運行	※必要
			99	その他	
	49	保険業務	01	損害賠償保険(※自動車損害賠償保険を除く)	
			99	その他	
	50	金融	99	その他	

業種・物品業務内容（一覧表）

業種番号	業種	希望細目コード：物品業務内容	営業許可（登録通知書、免許又は許可通知書等）
分類：【販売】			
12	燃料	01:ガソリン	・石油製品販売業届出 又は
		02:軽油	
		03:重油	・揮発油販売業者登録証
		04:灯油	
		05:L P ガス	・液化石油ガス販売事業登録
		06:高圧ガス	・高圧ガス販売事業届出 ※高圧ガス製造許可を有する場合は、あわせて提出すること。
		99:その他（※電気供給等を含む。）	・小売電気事業（注１）
17	医薬品・防疫剤	01:医薬品	・薬局開設許可証
		99:その他	又は ・医薬品販売業許可証
18	工業用・理化学薬品	01:工業薬品	・毒物劇物販売業登録票
		02:農薬	・農薬販売届
		03:試薬	・毒物劇物販売業登録票
		04:消毒剤	※毒物等に該当しないものは除く（注１）
		99:その他	
23	医療機器・衛生材料	01:医療機器	・管理医療機器販売業届出書 又は ・高度管理医療機器等販売業許可証
27	物品の買受け	01:鉄類	・古物商営業許可証 ※古物に該当しないものは除く（注１）
		02:アルミ	
		03:繊維	
		06:自動車	
		07:自転車	
		09:新聞・雑誌	
		99:その他	
分類：【役務の提供】			
29	建物警備	01:有人警備	【埼玉県内に本店を有する場合】 ・警備業者標識 【埼玉県外に本店を有する場合】 ・警備業者標識 ・埼玉県公安委員会への営業所設置等届出
		02:機械警備	・警備業者標識 ・埼玉県公安委員会の機械警備業届出書
36	浄化槽管理	01:浄化槽保守点検	・埼玉県の浄化槽保守点検登録証
		02:浄化槽清掃	・八潮市の浄化槽清掃業許可証
37	廃棄物処理	01:一般廃棄物収集	・八潮市の一般廃棄物処理業許可証（処理の区分について、「収集」に○印あるもの。）
		02:一般廃棄物運搬	・八潮市の一般廃棄物処理業許可証（処理の区分について、「運搬」に○印あるもの。）

業種・物品業務内容（一覧表）

業種番号	業種	希望細目コード：物品業務内容	営業許可（登録通知書、免許又は許可通知書等）
37	廃棄物処理	03:一般廃棄物処理	・八潮市の一般廃棄物処理業許可証（八潮市内に処分施設を有する場合。処理の区分について、「処分」に○印あるもの。） 又は ・処理施設を有する市町村の一般廃棄物処分許可証（「処分」について許可のあるもの。）
		04:廃棄文書機密処理	・処分施設の所在する都道府県の産業廃棄物処分業許可証 ※特別管理産業廃棄物処理業許可証を有する場合は、あわせて提出すること。
		05:廃棄情報媒体機密処理	
		06:廃棄情報機器機密処理	
		07:産業廃棄物収集	・埼玉県の産業廃棄物収集運搬業許可証 【埼玉県外に処分施設が所在する場合】 ・処分施設の所在する都道府県の産業廃棄物収集運搬業許可証 ※特別管理産業廃棄物収集運搬業許可を有する場合は、あわせて提出すること。
		08:産業廃棄物運搬	・処分施設の所在する都道府県の産業廃棄物処分業許可証 ※特別管理産業廃棄物処理業許可証を有する場合は、あわせて提出すること。
09:産業廃棄物処理			
47	その他の業務委託	09:一般衣料等クリーニング	・クリーニング所開設届
53	人材派遣	01:電話交換	・労働者派遣事業許可証
		02:案内・受付	
		03:通訳・翻訳	
		04:図書整理	
		05:資料整理	
		06:料金収納	
		09:電算機オペレート	
		99:その他	
分類：【その他】			
44	運搬業務	01:貨物運搬	※下記いずれかの許可証を有すること。 ・一般貨物自動車運送事業許可証 ・特定貨物自動車運送事業許可証 ・貨物軽自動車運送事業許可証 ・貨物利用運送事業許可証
45	リース・レンタル業務	16:医療機器	・管理医療機器賃貸業届出書 又は ・高度管理医療機器等賃貸業許可証
48	旅行関連	03:観光バス運行	・一般貸切旅客自動車運送事業許可証
		04:送迎バス運行	・一般貸切旅客自動車運送事業許可証 又は ・特定旅客自動車運送事業許可証

（注1）必要な場合は、提出してください。

上記に記載されたもの以外で、申請する業種に関して保有している許可証、登録証等がありましたら写しを提出してください。（提出は任意）

入札（見積）書、委任状作成時の注意事項

入札（見積）書は、入札参加資格の登録をしている代表者または代理人が作成してください。特に、入札においては、入札参加資格を有しない者が入札書を作成し、無効となる場合もあることから、以下の入札書及び委任状に係る記載方法について、注意してください。

※名簿は、八潮市ホームページ（トップページ＞事業者向け＞入札・契約＞入札参加資格）に掲載

〇〇〇〇 年度 閲覧用登録業者名簿

受付番号 法人番号	商号又は名称（委任先）	郵便番号	所在地
	株式会社〇〇商店 八潮支店		埼玉県八潮市中央●丁目●番地●

①入札書の『住所・氏名』は、名簿に登録された『商号又は名称（委任先）』の入札参加資格を有する者（この場合は支店長など）を記入し、その者の登録印（この場合は支店長などの印）を押印する。

（契約）様式第4号の1（第4条関係）

入 札 書

1 件 名

令和 年 月 日

住 所 埼玉県八潮市中●丁目●番地●

氏 名 株式会社〇〇商店 八潮支店

支店長 △△ △△

上記代理人 氏 名 八潮 太郎

八潮市長 大山 忍 様

③代理人（直接、入札書を提出する者）、押印（代理人は登録印は無し）の整合性を確認する。

②入札参加資格を有する者の住所・氏名・押印（この場合は支店長などの印）の整合性を確認する。

委 任 状

私は、八潮 太郎 八潮 を代理人と定め、下記の案件に関する

住 所 埼玉県八潮市中央●丁目●番地●

氏 名 株式会社〇〇商店 八潮支店

支店長 △△ △△

八潮市長 大山 忍 様